



# 令和7年度共同募金 多様化する生活課題に即応する助成事業実施要領

社会福祉法人青森県共同募金会

## 1 目的

本事業は、コロナ禍を含む社会変化の中で顕在化した生活困窮等、多様化する生活課題の解決に取り組む団体等が実施する「つながりを絶やさない社会づくり」活動に必要な事業経費の支援を行うことにより、地域福祉の推進を図る。

## 2 助成対象団体

青森県内で活動する非営利活動を行っている福祉関係団体、ボランティア団体  
※過去1年間のうちに1回以上の活動実績があることを要件とする。

## 3 助成対象事業

令和7年度内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）において緊急的に取り組む必要のある生活課題の解決等を目的として実施される次の（1）から（4）の支援活動で、経費の必要性が応募書から読み取れる事業を対象とする。

また、令和7年4月1日以降で、申請前3か月以内に行われた活動であれば、助成決定前の活動も対象とする。

なお、原則として、団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とする。

### 【対象となる事業】

No.	対象となる事業	活動例
(1)	「いのちの問題」に直結する生活課題に重点をおいた支援活動	生活困窮等に関する各種相談事業など
(2)	子どもと家族に対する支援活動	子ども食堂、居場所づくり活動、ヤングケアラーや家族を対象とする支援活動など
(3)	高齢者、障がい者及び生活困窮者に対する支援活動	一人暮らし高齢者等の見守り・生活支援など
(4)	物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちに対する支援活動	ア 居場所づくりや交流事業など、物価高騰の影響による孤独・孤立の解消を目的とした事業 イ 支援が届きにくい人への働きかけ、社会資源との連携・協働による支援体制づくりを目的とした事業 ウ 物価高騰により影響を受ける人の生活を支える活動（食・生活物資支援等）

#### 4 助成額

事業に必要と認められる経費について、本会の予算の範囲内で助成する。

- (1) 助成総額：600 万円
- (2) 助成率：総事業費×90%以内
- (3) 助成上限額

- ア 1つの市町村で実施する事業：1団体あたり 10 万円
- イ 複数の市町村で実施する事業：1団体あたり 30 万円

#### 5 対象経費

3に掲げる事業を実施するために必要となる以下の経費を対象とする。  
なお、物品の購入に際しては、購入物品の見積書を添付すること。

##### 【対象となる経費】

物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、食料等購入費、ボランティアの旅費交通費（ガソリン代）、会場費など

##### 【対象外となる経費】

人件費、団体の通常活動に要する費用、公的資金及び他の助成金が充てられる費用、助成事業の他団体への委託に要する費用、ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は対象とします）、ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は対象とします）

#### 6 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月13日（金）

#### 7 助成の手続き

- (1) 申請の提出方法及び提出書類

助成金の申請を受けようとする団体は、次の書類をEメール又は郵送により本会まで提出するものとする。

ア 共同募金助成事業申請書（様式第1号・Aの5）（※）

イ 定款又は会則等

ウ 当年度事業計画書・収支予算書

エ 前年度事業報告書・収支決算書

オ 実施事業の見積書、製品カタログ（物品購入がある場合）

カ 助成金送金口座確認表

キ その他本会が特に必要とする関係書類

（※）申請書（ア）は、本会ホームページからダウンロードできます。

（[http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy\\_akaihane.html](http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html)）

- (2) 助成決定

助成決定については、別添スケジュールに基づき、その都度、申請内容の審査を実施して、本会ホームページで公表の上、応募団体あてに通知する。

- (3) 助成金の交付

助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、本会から当該団体の指定する口座に送金するものとする。

- (4) 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」

第 13 条に基づき、事業完了報告書（様式第 3 号）を本会に提出するものとする。  
（提出期限：事業実施終了後 1 か月以内）

## 8 留意事項

- (1) 募集期間内であっても、助成総額に達した時点で募集を終了する。
- (2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成額が下がる場合がある。
- (3) 助成申請は 1 団体につき 1 事業とする。
- (4) 単年度事業への助成を原則としているため、助成金に余剰が生じた場合は、助成事業終了後、本会にすみやかに返還するものとする。
- (5) 助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。
- (6) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

### 附則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

この要領は令和 7 年 10 月 1 日より施行する。

### 【実施スケジュール（予定）】

応募開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）	
回数	応募締切	助成決定（本会 HP 公表） 助成金送金（予定）
第 1 回	4/25（金）	5/15（木）
第 2 回	5/30（金）	6/16（月）
第 3 回	6/30（月）	7/15（火）
第 4 回	7/31（木）	8/18（月）
第 5 回	8/29（金）	9/17（水）
第 6 回	9/30（火）	10/15（水）
第 7 回	10/31（金）	11/17（月）
第 8 回	11/28（金）	12/15（月）
第 9 回	12/25（木）	1/15（木）
第 10 回	1/30（金）	2/16（月）
第 11 回	2/27（金）	3/16（月）
第 12 回	3/13（金）	3/27（金）
完了報告 提出締切	令和 8 年 4 月末日	